

本意見募集に対する以下のコメントは、AIPPI JAPAN を代表するものではなく、当協会に所属する一会員の意見として提出する。

Patents questions

特許に関する質問

1. What role can/does the patent system play in encouraging the development and use of AI technologies?

AI 技術の開発と使用を促進する上で、特許制度はどのような役割を果たすことができますか？

【回答】

特許制度が AI 技術も視野に入れて整備されれば、AI の開発や活用が促進される。

2. Can current AI systems devise inventions? Particularly:
 - (a) to what extent is AI a tool for human inventors to use?
 - (b) could the AI developer, the user of the AI, or the person who constructs the datasets on which AI is trained, claim inventorship?
 - (c) are there situations when a human inventor cannot be identified?

現在の AI システムは発明を考案できますか？特に：

- (a) AI は人間の発明者が使用するツールとしてどの程度広まっているか？

【回答】

AI の定義によるが、少なくとも一部の開発において使用されている。AI 自体が課題の発見から発明を行うまでには至っていない。

- (b) AI の開発者、AI のユーザー、または AI を訓練するためのデータセットを作成した者は、発明者となり得ますか？

【回答】

発明が AI そのものである場合、AI の開発者は発明者となり得る。発明が AI を使って生み出されたものであれば、AI の開発者は発明者となり難く、AI のユーザー、または AI を訓練するためのデータセットを作成した者は発明者となり得る。その場合、発明者とは発明に介入し発明完成過程に十分に寄与したと認められる自然人とすべきである。

- (c) 人間の発明者が特定できない状況はありますか？

【回答】

現時点では、例えば AI が単独で発明の想起から完成までを行う形態の実例はないと考えるため、時期尚早である。

3. Should patent law allow AI to be identified as the sole or joint inventor?

特許法は、AI が唯一または共同の発明者として識別されることを許可する必要がありますか？

【回答】

現時点では、AI が単独で発明の想起から完成までを全て行う形態は容易に想像できず、発明の完成にはなんらかの自然人の関与が必須となると考える。この場合は、AI を共同の発明者として許可すべきではない。

一方で、AI が発明の想起から完成までを全て行う形態が将来的に予測されるとの前提に立てば、AI を唯一の発明者として許可すべきかという議論もあるかもしれないが、現時点では、そのような議論を行うことは時期尚早と考える。

4. If AI cannot be credited as inventor, will this discourage future inventions being protected by patents? Would this impact on innovation developed using AI? Would there be an impact if inventions were kept confidential rather than made public through the patent system?

AI が発明者として認められない場合、これは将来の発明が特許によって保護されることを思いとどまらせるでしょうか？これは、AI を使用して開発されたイノベーションに影響を与えますか？発明が特許制度を通じて公開されるのではなく、秘密にされた場合、影響はありますか？

【回答】

AI が単独で発明の想起から完成までを行う形態の実例がない以上、このような議論は時期尚早である。

5. Is there a moral case for recognising AI as an inventor in a patent?

AI を特許の発明者として認める道徳的なケースはありますか？

【回答】

問4と同様、このような議論は時期尚早である。

6. If AI was named as sole or joint inventor of a patented invention, who or what should be entitled to own the patent?

AI が特許発明の単独または共同発明者として指名された場合、誰または何が特許を所有する権利を与えられるべきですか？

【回答】

問3で回答したように、AI を共同の発明者として許可すべきではなく、AI を唯一の発明者として許可すべきかという議論は時期尚早であるため、この問題はそもそも前提からして考えられない。

7. Does current law or practice cause problems for the grant of patents for AI inventions in the UK?

現在の法律または慣行は、英国での AI 発明の特許付与に問題を引き起こしますか？

【回答】

何の法律か不明であるため、回答なし。

8. Could there be patentability issues in the future as AI technology develops?

AI 技術が発展するにつれて、将来的に特許性の問題が発生する可能性はありますか？

【回答】

あり得るが、発明が AI の利用によって自律的に生成されるのには自然人が関与する場合は、当業者の基準は現状のままでよい。AI が単独で発明を完成させる将来を想定して当業者の議論をするには時期尚早である。

9. How difficult do the list of excluded categories in UK law make it to secure patent protection for AI inventions? Where should be the line be drawn here to best stimulate innovation?

英国の法律で除外されているカテゴリのリストにより、AI 発明の特許保護を確保することはどの程度困難ですか？イノベーションを最も刺激するために、ここに線を引く必要がありますか？

【回答】

当該カテゴリについて知見がないため、回答なし。

10. Do restrictions on the availability of patent rights cause problems for ethical oversight of AI inventions?

特許権の利用可能性に対する制限は、AI 発明の倫理的監視に問題を引き起こしますか？

【回答】

あまりに抽象的な質問であるため、回答なし。

11. Does the requirement for a patent to provide sufficient detail to allow a skilled person to perform an invention pose problems for AI inventions?

当業者が発明を実行するのに十分な詳細を提供する特許の要件は、AI 発明に問題を引き起こしますか？

【回答】

AI により容易に発明が完成された、および／または自然人である発明者の当業者としての知識不足、といった様々な要因により予見性のない実施例が開示される可能性が問

題として挙げられる。

なお、学習用データは、ある程度開示されるべきであるが、過度に開示要件を厳格にする必要はないと考える。また、AIにおいて入力データと出力データ（あるいは正解データ）との関係に明らかに相関がないことが明白ではない限り拒絶されるべきではなく、その関係が分かる程度に、学習用データ（入力データと正解データ）が開示されていけば十分であるとする。

12. In the future could there be reasons for the law to provide sufficient detail of an AI invention for societal reasons that go beyond the current purposes of patent law?
将来、特許法の現在の目的を超える社会的理由のために、法律が AI 発明の十分な詳細を提供する理由があるでしょうか？

【回答】

理由にもよるが、基本的には問 11 にて回答した開示要件に基づき明細書に記載された事項の範囲内とすべきである。

13. Does or will AI challenge the level of inventive step required to obtain a patent? If yes, can this challenge be accommodated by current patent law?

AI は、特許を取得するために必要な進歩性のレベルに異議を唱えますか、または挑戦しますか？はいの場合、この課題は現在の特許法で対応できますか？

【回答】

技術分野による。AI 発明は、①AI の基礎となる数学的・統計的情報処理技術に特徴を有する発明、②各種情報処理・制御等の技術に AI を適用した点を特徴とする発明、③ AI を道具として用いて完成された発明（AI の成果物に係る発明）の 3 つに分けられる。①と②に分類される発明については、審査の対象となる AI 発明における非自明性の評価の基準となる技術は特定の技術分野に限られない。他の技術分野において同様の AI を用いた解決手段を適用した場合であれば、他の技術分野であっても非自明性の評価に考慮されるべきであるとする。なお、AI により特定の技術分野の技術課題が解決される場合には、その技術分野が基準となるべきである。③に分類される発明についても技術分野は限られないが、AI が単独で自律的に技術課題の発見、想起から完成させた発明については、非自明性の評価の基準（当業者の基準）についての議論をするには時期尚早である。

14. Should we extend the concept of “the person skilled in the art” to “the machine trained in the art”?

「当業者」の概念を「機械」にまで拡張する必要がありますか？

【回答】

AIが当業者にとって代わることについて議論をすることは、時期尚早である。

15. Who is liable when AI infringes a patent, particularly when this action could not have been predicted by a human?

AIが特許を侵害した場合、特にこの行動を人間が予測できなかった場合、誰が責任を負いますか？

【回答】

この議論は時期尚早である。

16. Could there be problems proving patent infringement by AI? If yes, can you estimate the size and the impacts of the problem?

AIによる特許侵害を証明するのに問題があるでしょうか？はいの場合、問題のサイズと影響を見積もることができますか？

【回答】

原告／被告ともに、侵害を証明するのが非常に困難となる可能性が高い。

Designs questions

意匠に関する質問

1. Do you agree with the analysis above which concludes that it is not possible for AI to be the author or owner of a UK or Community design?

あなたは、AIが英国やコミュニティのデザインの著者や所有者になることは不可能だという上記の分析に同意しますか？

【回答】

同意する。現行法は、創作者が“人”であることを前提として制定されているため、法律上“人”として扱われない“AI”が創作者や所有者となるべきではないと考える。

2. Are there, or could there be, any tensions with the current legislation when seeking to register a design or be recognised as the owner of an AI-created design? Who would be the legal entity applying for the rights?

AIによって創作された意匠を登録しようとするとき、又は意匠の所有者として認められようとするとき、現在の法律との間に緊張関係が存在するか、又は存在する可能性があるか？権利を申請する法人は誰ですか？

【回答】

問1にて回答したとおり、意匠の所有者であると認められるべきではないと考えるため、回答なし。

3. Who should be recognised as the author of a design created by AI where the system has been bought from a supplier, and the buyer has provided input or data to the system? Does the wording of legislation need to be changed?

システムをサプライヤーから購入し、購入者がシステムに入力またはデータを提供した場合、AIによって作成されたデザインの作成者として認識されるべきは誰か？法律の文言を変える必要がありますか？

【回答】

システムへの入力またはデータ提供を行い当該デザインの創作に直接関与した”購入者が当該デザインの”創作者“として認められるべきであると考えます。（“法律の文言～”については、具体的な規定の言及がないため、回答なし）

4. Do you consider that legislation should be changed to allow AI systems to be recognised as the author of a registered design or designer of an unregistered design?

AIシステムが登録意匠の創作者又は未登録意匠の創作者として認められるよう法律を改正すべきであると考えますか。

【回答】

問1にて回答したとおり、意匠の創作者と認められるべきではないと考える。

5. If so, how should we assess when AI stops being a tool programmed by a human and becomes an intelligent entity capable of producing its own IP? What proof or evidence would be required?

もしそうなら、AI が人間によってプログラムされたツールではなくなり、自分の知的財産を生み出すことができる知的な存在になったとき、私たちはどのように評価すべきだろうか？どんな証明や証拠が必要ですか？

【回答】

現状 AI が知的財産を生み出すためには、自然人の関与が必要であり、AI が単独で知的財産を生み出すことを想定して創作者等の議論を行うことは、時期尚早であると考えます。

6. Unlike UK domestic legislation, the CDR has no provisions relating specifically to computer-generated designs. Does this result in legal uncertainty in relation to authorship and ownership of computer-generated designs? Would the same apply to AI-generated designs?

英国の国内法とは異なり、CDR にはコンピュータで作成されたデザインに関する規定はありません。これは、コンピュータで生成されたデザインのオーサーシップとオーナーシップに関連する法的不確実性をもたらすか。AI で生成されたデザインにも同じことが当てはまりますか？

【回答】

CDR は、創作者が“人”であることを前提としているため、コンピュータ/AI で作成されたデザインについても当該デザイン創作に直接的に関与した自然人が創作者/権利者になるのであれば、法的不確実性“legal uncertainty”はもたらされないと考える。

7. Are there any other issues in relation to the CDR which we should consider in relation to AI?

AI に関して考慮すべき CDR に関する他の問題はありますか？

【回答】

特になし。

8. Can the actions of AI infringe a registered or unregistered design? Can AI do the acts set out in law?

AI の行為は登録意匠又は未登録意匠を侵害することができるか？ AI は法律に定められた行為 (s 7 (2) RDA) を行うことができるか？

【回答】

現行法上、AIが“人”と認められていないため、上記の行為はできないと考える。

9. When considering infringement are there, or could there be, any difficulties applying existing legal concepts in the registered designs framework to AI technology?

Does AI affect the use of the “informed user” in measuring overall impression?

侵害を検討する際に、登録意匠の枠組みにおける既存の法的概念をAI技術に適用することが困難であるか、又は困難である可能性があるか？

【回答】

前段については、“登録意匠の枠組みにおける既存の法的概念”が具体的にどの部分かが不明なため、回答なし。後段についても、質問の内容(AIの利用の仕方など)が不明確なため、回答なし。

10. If AI can infringe a registered design, who should be liable for the infringement? Should it be the owner, the programmer, the coder, the trainer, the operator, the provider of training data, or some other party?

AIが登録意匠を侵害する可能性がある場合は、誰が侵害に対して責任を負うべきか？所有者、プログラマー、プログラマー、トレーナー、オペレーター、トレーニング・データの提供者、または他の関係者である必要があります。

【回答】

問8に回答したとおり、侵害行為ができないと考えるので、回答なし。

Trade marks questions

商標に関する質問

1. If AI technology becomes a primary purchaser of products, what impact could this have on trade mark law?

AI 技術が製品の主要な購入者となった場合、これが商標法にどのような影響を及ぼす可能性があるか?

【回答】

“主要な購入者”が何を指しているのかが不明確であるため、回答なし。

2. Are there or could there be any difficulties with applying the existing legal concepts in trade mark law to AI technology?

AI 技術に商標法の既存の法的概念を適用することに困難があるか、又はある可能性があるか?

【回答】

“既存の法的概念”が具体的にどの部分かが不明なため、回答なし。

3. Does AI affect the concept of the “average consumer” in measuring likelihood of confusion?

AI は、混同の可能性を測定する際の「平均的消費者」の概念に影響を与えるか。

【回答】

質問の内容(AI の利用の仕方など)が不明確なため、回答なし。

4. What is the impact of AI on the drafting of section 10? Can AI “use in the course of business” a sign which may be confusingly similar or identical to a trade mark?

TMA 第 10 条の起草に対する AI の影響は何か? AI は、商標と混同を生じるほど類似又は同一の標識を「業務上の使用」することができるか?

【回答】

TMA 第 10 条が”人(person)”を前提としているため、AI は「業務上の使用」を行うことはできないと考える。そのため影響を議論するには時期尚早であると考え。

5. Can the actions of AI infringe a trade mark?

AI の行為は商標を侵害することができるか?

【回答】

TMA 第 10 条が”人(person)”を前提としているため、AI は侵害できないと考える。

6. If AI can cause trade mark infringement, does this shift who could be liable? Should it be the owner, the operator, the programmer, the trainer, the provider of training data, or some other party?

AIが商標侵害を引き起こす可能性がある場合、誰が責任を負うことになるか。所有者、オペレーター、プログラマー、トレーナー、トレーニング・データの提供者、または他の関係者である必要があります。

【回答】

AIの所有者またはビジネスの主体が責任を負うべき。

Copyright questions

著作権に関する質問

1. Do you agree with the above description of how AI may use copyright works and databases, when infringement takes place and which exceptions apply? Are there other technical and legal aspects that need to be considered?

AIが著作権のある作品やデータベースをどのように使用するか、著作権侵害が発生した場合、どのような例外が適用されるかについて、上記の説明に同意しますか?考慮する必要がある他の技術的、法的側面はありますか?

【回答】

上記の説明のうち、“例えば訓練目的などのためのAIシステム内での複製に関する例外適用の見直し・拡大すること”について同意いたします。

2. Is there a need for greater clarity about who is liable when an AI infringes copyright?

AIが著作権を侵害した場合、誰が責任を負うのかについて、より明確にする必要があるか?

【回答】

弊社のビジネスに直接影響はしないため、回答なし。

3. Is there a need to clarify existing exceptions, to create new ones, or to promote licensing, in order to support the use of copyright works by AI systems? Please provide any evidence to justify this.

人工知能システムによる著作物の利用を支援するために、既存の例外を明確にしたり、新たな例外を作成したり、ライセンスを促進したりする必要があるか。これを正当化する証拠を提供してください。

【回答】

“著作物の利用の支援”に対する考え方がまとまっていないため、回答なし。

4. Is there a need to provide additional protection for copyright or database owners whose works are used by AI systems? Please provide any evidence to justify this.

AIシステムで利用されている著作権やデータベースの所有者に対して、追加的な保護を提供する必要があるか。これを正当化する証拠を提供してください。

【回答】

必要はないと考える。

5. Should content generated by artificial intelligence be eligible for protection by copyright or related rights?

人工知能によって生成されたコンテンツは、著作権または関連する権利による保護の対象となる必要がありますか？

【回答】

必要なし。

6. If so, what form should this protection take, who should benefit from it, and how long should it last?

もしそうなら、この保護はどのような形をとるべきであり、誰がそれから利益を得る必要がありますか、そしてそれはどのくらい続くべきですか？

【回答】

前問で NO のため、回答なし。

7. Do other issues need to be considered in relation to content produced by AI systems? AI システムによって生成されるコンテンツに関して他の問題を考慮する必要がありますか？

【回答】

必要なし。

8. Does copyright provide adequate protection for software which implements artificial intelligence?

著作権は、人工知能を実装するソフトウェアに適切な保護を提供しますか？

【回答】

不明。現行法は人工知能を想定していないため、難しいケースが起こり得る可能性はある。

9. Does copyright or copyright licensing create any unreasonable obstacles to the use of AI software?

著作権または著作権ライセンスは、AI ソフトウェアの使用に不当な障害をもたらしますか？

【回答】

状況によるが、著作権の保護が行き過ぎると、障害となる可能性がある。